

文化政策の模索と正当化

古 河 幹 夫

I

1968年に文化庁が設置されて26年、地方自治体のレベルで文化政策に関する初めてのシンポジウムが1979年に開かれてから15年になろうとしている（第1表参照）。文化は成熟した社会を解読するキーワードの一つとなり、地方自治体の政策展開においてだけでなく、企業の経済活動や消費者行動をも左右する戦略的位置を占めるものになっている。

文化政策を担うのは中央政府レベルでは文化庁であり、その範囲は芸術活動の振興や文化財の保護にとどまらず、国語に関する施策や著作権の制度的整備、宗教政策をも含む。地方自治体レベルにおいては、従来から社会教育の管轄で文化財の保護や公民館活動を中心とした文化普及が取り組まれていた。自治体に対して文化政策が提起された当初は文化を行政のベースにのせるのに躊躇があったが、15年間の経過のなかで以下のような実績が積み上げられてきたという（森、1988年）。

(1)文化施設が建設された。全国ほとんどの都市に、名称には幅があるが、多目的の文化会館がつくれられた。

(2)都市づくりに文化の視点が持ち込まれるようになった。ここで言う文化の視点とは、経済効率・機能主義に対する個別性、歴史性、環境親和性などをさす。

(3)多彩な文化イベント。○○祭、○○大会、○○フェアといった多種多様な文化イベントが毎年（年間8,000件にのぼる）各地で開催されている。

(4)種々の制度の創設。文化ホールの運営や文化事業の企画を行う第3セクターの団体が設立され、また「文化振興基金」等が設置され、「景観条例」等が制定された。

(5)文化行政の進展のなかで各地域の歴史と伝統の再発見・復活がさかんになった。歴史的建造物や古くからの街並み保存運動も広がりを見せた。

(6)観光の新たな見直しがおこなわれた。従来の商業振興としての観光関連業者を支援する行政ではなく、街や地域の総体的な観光資源の発掘と蘇生が試みられている。

(7)地域のイメージアップ。○○の里、○○のまち、○○都市などCIの手法を取り入れる自治体もあり、地域文化の特性を見出し形象化しようとする試みがふえている。

(8)文化をテーマとするフォーラム、シンポジウム、「村おこし大会」等が相次いで開催されている。自治体主催の国内外研修・派遣もさかんである。

(9)文化行政の広がりとともに、従来の自治体行政のスタイルや様式の見直しも含む行政の文化化が進みつつある。

1980年代以降豊かに展開されている自治体の文化政策について一層具体的な像を得るために、次

調査と研究 第25巻

に宮崎県都城市における文化政策の実態を見てみたい。

都城市は鹿児島との県境、霧島山の麓に位置す

る人口約13万人規模の都市である。昭和59年に岩橋辰也氏が市長に当選して、C I 手法による都市像の模索が強くおし進められた。昭和63年に東京

第1表 文化行政展開年表

時 期	時 代 環 境	全 国 動 向	市 町 村
昭 和 (戦 後)	民 主 化	1945 黒塗り教科書と国家神道の廃止 (教育委員会の文化施策開始) 1950 文化財保護法 1968 文化庁設置	教育委員会に社会 教育課設置 飯田市りんご並木スタート 京都市文化局設置 (1958)
文化行政の 前 史 文化行政の 理念の確立	高 度 経 濟 成 (石油ショック) 経 濟 主 導 の 時 代 の 転 換	1971 宮城県文化振興課 1972 大阪府文化振興研究会 1973 大阪府文化振興室 1975 兵庫県文化局 1976 滋賀県文化部、埼玉県文化課、 ~77 神奈川県文化室 第1回全国府県文化行政連絡会 議(7府県1市) 1979 第1回全国文化行政シンポジウム(横浜市)	(市町村での展開) 文化行政 担 当 ⇒ 文化室 文化 行 政 全 国 潮 流 へ
文化行政の 事 業 の 展 開	文 化 主 導 の 時 代 へ (1980~)	行政の文化化の規定	飯田市第1回人形劇カーニバル 中新田町立バッハホール (1981) 内子町重要伝統的建造物群保存 地区設定、遠野市第1回市民の 舞台「遠野物語ファンタジー」 小布施町並み保存 富山県利賀村第1回世界演劇祭
平 成		企 業 の 文 化 活 動	市民の文化活動主導へ

(1990年2月 首都圏文化行政研究会作成要約)

文化政策の模索と正当化

・大阪・福岡・宮崎・都城で5,000余人に対して実施されたアンケート等の資料に基づき、有識者や市民（500名）、市職員による討論・分析をふまえ、「ウエルネス（Well-ness）」という表現に結晶した。これはやや耳慣れない言葉だが、「個人の身体的健康から精神的健康、人間性までも含んだ概念であり、社会的には健康、行政から文化、アメニティをも含む積極的な概念」をさす。言葉としての耳新しさ、また、政策展開上ハード先行でなくソフトを中心に展開しやすいことがメリットであったという。この「ウエルネス」概念を中心ここ5年間ばかり展開された活動は、以下の4つの柱から成っているようである。

まず第1に広範な市民参加である。「レツウエルネス21」という名称の市民委員会が20数名規模で組織され、そこでの発案・企画にもとづき、平成1年には「ウエルネス都城花火大会」、「おしゃれマラソン」（42.195kmをリレーでマラソン）、スカイスポーツの祭典、ハングライダー大会、弓まつり全国大会、バルーン（熱気球）大会、盆地まつり等が実行され、また、カヌークラブが結成されている。平成2年には、これに加えて地下水・土研究会の結成、市民劇団の創設、民俗芸能や方言などの記録があげられる。

第2は情報発信である。上記の取り組みにあたっての広報活動、都城市的シンボルマーク作成、イメージソングの募集・作成、市民によるテレビ番組作り、「C I フォーラム」の開催、アメリカ合衆国でのウエルネス会議参加があり、『都城物語』という本がウエルネス運動の全体像を伝えている。

第3は人材養成の活動である。市民・議会・行政から代表を海外に派遣する制度は平成1年から

発足しており、国内では旭川とホームステイ交流を行っている。都城の文化・歴史などをアニメにして小学生用教材として利用している。平成4年には、都城市のイメージアップに貢献した人に対して、「ウエルネス市民栄誉賞」がプロ野球広島カープの北別府学選手に与えられている。

第4に、行政の活性化あるいは文化化が進められている。「ハロー市役所、グッバイお役所」との標語をかけ、活性化を推進する職員グループを中心に、他の市町村研修旅行、職員意識調査、庁内の交流をはかる情報紙の発行、職員提案制度などがあげられる。ユニークなのは「ウエルネスサンタがやってくる」という企画で、クリスマス前夜あらかじめ申込みをしている世帯に市職員がサンタクロースに仮装してプレゼントを届けるというものである。大都市であれば百貨店が企画しそうなことを市職員が行っており、市民にも好評とのことである。

都城市における文化行政はウエルネス運動の展開と一体になって発展したと言えようが、文化行政を推進する体制としては、文化課が平成1年4月に社会教育課文化係から独立し（課長1名、係長1名、職員4名、臨時職員1名）、平成3年4月から文化振興係と文化財係の2係体制をとっている。文化振興事業としては、予算規模の大きいもの順にあげると、市民劇団公演を含む各種の鑑賞事業、文化団体などが行う自主事業に対する補助を内容とした文化振興基金、民俗芸能の保存伝承活動の推進、100余の文化団体への助成等がある。なかでも第1回目のカラベリグランドオーケストラ公演から始まって、ソル・アモールコンサート、熊襲踊など担当者の発想・企画力がものを言う鑑賞事業は、延べで市民の約3人に1人が

参加したことになり、文化行政の広がりを華麗なかたちで節々に示すステップであったと言えよう（別掲資料参照）。

森啓氏によれば、15年を経過した自治体による文化行政の展開のなかで一種の「拡散」が生じたという。事業が多様なかたちで展開されてきたが、うわっすべりの表面的なひとりよがりの事業や制度になっているのではなかろうかと問いかけ、文化行政とは結局のところ何であるのかを考えなければならないと提言している。この指摘は、注目すべき成果をあげてきた都城市の文化行政にもあてはまると思われる。自治体が行う文化施策のみが文化活動であるわけではないのは当然のことで、市民が行う文化活動のごく一部を占めているにすぎない。とはいえた文化行政が当該地域の文化の活動や発展方向に大きな影響を及ぼすことも事実である。文化が政策として推進される場合、その理念的・法制的・財政的根拠がなければならず、その根拠は広く市民の同意を得るものであり、批判と検証に耐えるものでなければならない。次に文化政策の根拠を考えてみたい。文化行政の実状について、上に瞥見した程度で、十分な資料を提供できたわけでもないが、政策科学の観点から（あるいは近年姿をみせつつある「文化経済学」への関心から）少し検討を加えてみたいと思うのである。

II

まず、文化の享受ないし文化活動が人間の〈必要〉であり市民のニーズであるとの理解が、文化政策の根拠として考えられる。アメリカの経済学

者シトフスキーは、1988年の世界文化経済学会における講演論文において、次のようなことを述べている。人間の活動を大別すると、①労働、②反社会的活動（麻薬など）、③愛・学習・文化に分類できる。労働はその成果を享受する人には便益をもたらすが、労働する本人にとっては（一部の例外を除いて）辛い活動であるのに対して、3番目の活動はそれを為す人にもその活動の影響を被る人にも満足や喜びを与える。文化は本来的に「良き事」である。大別された3つの活動には互いに一種の代替関係があり、人生において労働の比重や価値があまりにも大きすぎると、他の活動をいわばクラウド・アウトしてしまう。文化的な活動が適切な比重を回復することが、麻薬など反社会的活動への誘因を抑え、人間の満足感にバランスのとれたリズムを与える、と。シトフスキーの文化経済論は、ピューリタン的労働倫理と快楽主義的な消費追求の相克に強く彩られてきたアメリカ文化に対する批判として読めるだけでなく、アメリカ以外でも市井の人々の日常感覚に合致するものであり、市民の文化活動を助成・促進する政策はそれなりに正当化されるだろう。これは人間の欲求充足を善ととらえる功利主義的な考えにも、またニーズを政策の「起点」（松下、1991年）と理解する民主主義の手続にも照応している。

だが、ニーズとしての文化とは何を指すのだろうか。ある人々にとってロック音楽は騒音以外の何物でもないかもしれませんし、都市空間の立体芸術は景観を損ねるとして非難の対象となるかもしれない。ニーズは政策の「起点」であるが、政策目標につながるためにには、選択され、課題として設定し直される必要がある。

文化活動の比重が大きくなったことは、社会の

文化政策の模索と正当化

成熟化と相關していると思われる。つまり、個人消費に占める余暇関連支出が着実に伸び、労働時間の短縮と家事労働の軽減による自由時間の伸長、それに対応する価値観の変化などである。マズローによる人間欲求構造の図式を想起するならば、文化の比重増大はたんに〈ニーズの充足〉という点で望ましいだけでなく、社会の成熟化を待つてようやく現実化しつつある〈高度なニーズ〉の充足を意味することになる。確かにかつてない豊かな物質文明の中にいる先進工業社会の市民にとって、自己実現の欲求が充足されうる時代が到来しつつある、という予感は全く根拠のないものでもない。

しかし溢れるばかりの消費文明は手放して肯定されるものではない。商品世界の浸透に歩みをあわせるかのように、消費文明は批判を浴びてきた。いわく、消費者の自由で自然なニーズと思われるものも実のところ企業の生産・販売戦略に規定されたものであり（ガルブレイスの「逆転した因果連鎖」）、欲求の高度化が自動的に文化活動の繁栄と自己実現に結びつくのではない。局所財 positional goods（ハーシュ）をめぐる葛藤が示すように、社会のヒエラルキー構造に変化がない場合、人間のニーズは心理的に強制された消費（ボーデリヤール、1979年）の推進力にすぎない、等々。このような視点からすると、今日の余暇関連活動の比重増大現象は、産業システムとの関連において考察されねばならないことになる。単純に〈Culture is a good thing〉とは言えない。文化の有する政治的な次元（中村、1989年）を看過しては、文化の相対主義と産業システム被規定性との関連、文化享受の私的性と公共性との関連（セネット、1991年）に光が当たらないこ

とになるだろう。

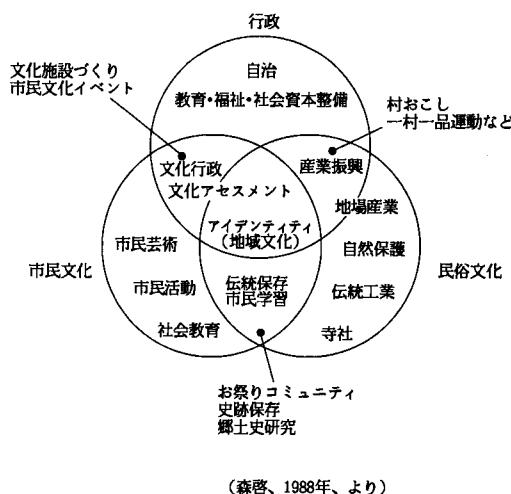
自治体における文化施策を実際に担った人たちの口から、「本物との出会い」「感動」といった言葉を聞くことが多々ある。この意味するところを第三者に理解してもらうのは容易でないが、彼らにとって文化施策の目標でもあり評価の基準として観念されているものである。このような点にアプローチする上で、文化を〈文脈性〉の観点から把握しようとするコスロフスキイに一つの手がありを見出すことができるようと思われる。彼は広義における文化を「ある民族の歴史、その生活空間を含んだ民族の生活秩序と生活の意味付け（傍点は引用者）」ととらえ、近代の産業社会において経済・技術的な理論や問題解決法が支配的となり、文化の文脈性を喪失せしめたが、社会の成熟化に伴い、「失われてしまった紐帯をまたつなぎあわせる」ことが今日の避けられない課題につつあるという。成熟化した社会とは自我を再発見する時代である。つまり、文化政策が問おうとするのは、「自分の社会はどんな自画像をもっているのか、そしてそれはどのように実現されうるのか」ということである。言い換えれば、「共有されるべき文化的文脈の形成」に努めることが文化政策の目標である。

少なくない自治体でアイデンティティーへの問いかけを中心にして文化活動を仕掛け、地域の活性化をはかるとしてきたのは（第1図参照）、単なる偶然ではないだろう。文化的文脈への問い合わせと自我の再発見、可能性の高揚、人間潜在力の具現化の過程に「本物との出会い」があり「感動」が刻まれてきた。もちろん文化的文脈は不変のものでない。地方自治確立とあい携えた市民文化（松下、1985年）の豊かな開化を展望する

調査と研究 第25巻

なかでの文脈性の形成は、文化の領域にとどまらない諸課題を提起するだろう。そのような展望にたってこそ、Culture is a good thingと言えるのであり、目標と評価方法が十分確立されていなければ、文化政策の根拠が確認できるのではないだろうか。

第1図 地域文化の構造



〈資料〉

都城市の文化振興事業

1. 都城市総合文化祭の開催（事業費820,000円／年）

都城市総合文化祭は各芸術文化団体が年間を通じて行う多種多彩な文化事業を援助するもので、毎年40程度の事業が参加しており実行委員会の承認を受けたものが奨励補助金の交付を受ける。

2. こども・青少年芸術鑑賞事業の推進（平成5年度事業費425,760円）

「こども芸術劇場」「青少年芸術劇場」「中学校芸術鑑賞教室」等文化庁が行う鑑賞事業や宮

崎県が行う事業を積極的に開催している。近年では「東京バレエ団」「劇団 仲間」「東京室内歌劇場」などの公演を実施。また、郊外の小中学校を対象としてクラシック小公演を毎年実施している。

3. 民俗芸能の保存伝承活動の推進（平成5年度事業費4,787,000円）

本市には民俗芸能が多数伝承されており、都城市民俗芸能保存連合会が昭和45年に結成され、以後この連合会が中核となり民俗芸能の保存伝承活動を推進している。毎年2回の発表大会、功労者及び優良団体の表彰、研修事業などを実行している。

また、小中学校での伝承活動推進のため、平成2年度から学校を指定して助成する「小中学校民俗芸能推進事業」を行っている。

4. 文化団体の育成（平成5年度事業費1,646,220円）

都城文化協会は昭和43年に結成され、現在103の団体が加盟している。この文化協会等の育成強化を図るため助成し、協会では「みやこんじょ贊歌」「多門祭」等を開催している。

5. 文化賞・特別奨励賞の授与（平成5年度事業費450,950円）

毎年11月2日に都城市文化賞の授与式を行っており、平成5年度で第26回を数える。特別奨励賞は青少年を対象として表彰するもので社会教育振興大会で授与している。

6. 文化振興基金の活用（平成5年度事業費25,000,000円）

平成元年度に文化振興基金の造成を開始し、現在積立高324,888,000円。これまで基金の運用益金により次のような事業を行っている。

文化政策の模索と正当化

① 鑑賞事業（鑑賞者数合計約40,000人）

年 月	公 演 名	入場者数
2年 9月	カラベリグランドオーケストラ公演	1,274
3年 3月	第1回都城市民劇団公演	1,600
	文化講演会（畠正憲）	3,084
10月	KIRISHIMAN BEAT	1,600
	ソル・アモールコンサート	3,491
4年 2月	文化講演会（桐島洋子）	1,400
3月	第2回都城市民劇団公演	1,600
11月	ソル・アモールコンサート	4,559
5年 2月	日本民族舞踊団公演	1,500
3月	第3回都城市民劇団公演	1,600
7月	ウェルネス・ウェルカム	1,200
10月	ソル・アモールコンサート	5,329
11月	熊襲伝説 WITH J-WALK	12,000
6年 3月	第4回都城市民劇団公演	

*ソル・アモールコンサート…市内全中学校を対象に実施中

*ウェルネス・ウェルカム…平成3年、詞を全国から公募。平成4年、作曲・編曲・CD等制作。平成5年、制作記念コンサートの開催。

*熊襲伝説 WITH J-WAKE …他のビッグイベント（都城スカイプロッサム）と連動して開催。

② 文化団体等自主事業補助（平成3年～4年度のみ実施）

文化団体等が行う文化事業に対して助成す

るもので、文化振興懇話会での承認を得た事業に補助対象経費のうち最高1,000千円を限度として補助金を交付。

○平成3年度…「酔狂祭」「独唱と音楽の夕べ」「庄内ふるさと祭り」「おしゃれマラソン」「八尾児童合唱団& Da capo 合同演奏会」

（補助金計3,135,000円）

○平成4年度…「霧島を描く展」「独唱と合唱の夕べ」「リフォームショウ」「コールイミジョン10周年記念演奏会」

（補助金計1,570,000円）

7. ライブライ一事業（平成5年度事業費837,000円）

本市に残されている民俗芸能や歌謡を後世に伝えるため、録音録画を行いライブラリーとして整備活用を行うもの。H2～5継続事業。

8. ふるさと教育推進事業（平成5年度事業費165,000円）

ふるさと「みやこのじょう」を小中学生に理解させ、意識の高揚を図るため講師を学校へ派遣し郷土史等を学ぶ機会を創出する。

*ヒアリングに対応され、資料提供の便宜をはかっていただいた都城市役所の文化振興担当福永一郎氏に感謝申し上げる。

調査と研究 第25巻

〈参考文献〉

- 亀地宏／菅谷雅明『都城物語』電通、1991年
宮崎県都城市『ウエルネス都市宣言 2周年記念 C I フォーラム報告書』1992年
宮崎県都城市『ウエルネス都市宣言 3周年記念 C I フォーラム』1993年
文化庁『我が国の文化と文化行政』ぎょうせい、1988年
森啓編著『市民文化と文化行政』学陽書房、1988年
野村総合研究所『行政の文化化の展開システムに関する調査研究』1981年
丹羽弘行／小暮宣雄『地域がつくる文化新時代』ぎょうせい、1992年
平山勝己『鳴采ビジネス』現代書林、1989年
中村雄二朗「いま《文化》とは」『転換期における人間10 文化とは』岩波書店、1989年

- コスロフスキ『ポスト・モダンの文化』ミネルヴァ書房、1992年
池上惇『文化経済学のすすめ』丸善、1992年
松原隆一郎『豊かさの文化経済学』丸善、1993年
佐藤一子『文化協同の時代』青木書店、1989年
松下圭一『市民文化は可能か』岩波書店、1985年
松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会、1991年
ボードリヤール『消費社会の神話と構造』紀伊國屋書店、1979年
T. Scitovsky, Culture is a Good Thing, in *The Joyless Economy*, 1992
小林真理「〈文化行政〉法の基本原理と構造」文化経済学会年次大会、1993年
セネット『公共性の喪失』晶文社、1991年
デュマズディエ『余暇文明へ向かって』東京創元社、1972年